

海外在留邦人等向けワクチン接種事業：追加接種（3回目接種）の対象年齢引き下げ

海外在留邦人等を対象とした新型コロナワクチン接種事業についてお知らせします。

本邦の空港における海外在留邦人等向けワクチン接種事業については、現在、在留邦人等を対象とした3回目の接種を実施しています。

これまで、3回目の接種は、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ（コビシールドを含む）のいずれかのワクチンの2回目接種を受けてから6か月以上が経過している18歳以上の方が対象でしたが、3月29日より対象年齢を引き下げ、12歳以上の方も予約可能となります（接種は4月5日より）。なお、これらのワクチンの2回接種が未済の場合は、引き続き1・2回目接種が可能です。

本事業での接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で予約してください。

詳細は、外務省海外安全HP（<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>）に掲載されておりますので、そちらをご確認ください。

5～11歳の子どもに対するワクチン接種については、4月中旬をめどに開始すべく、検討中です。開始日が決まりましたら改めてお知らせします。